

事務連絡  
平成22年2月26日

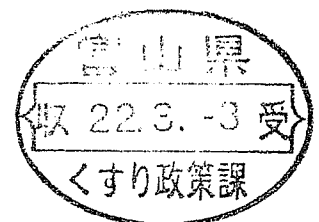
各都道府県衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課

業許可更新時等における輸入変更届書の取扱い  
に関する質疑応答集（Q&A）について

薬事法施行規則（昭和36年厚生省令第1号）第94条又は第95条の規定に基づく、医薬品等の輸入に係る届出の取扱いについては、「輸入届出取扱要領」（平成17年3月31日付け薬食監麻発第0331004号厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長通知別紙）が定められているところですが、今般、業許可更新時等における輸入変更届書の取扱いに関する質疑応答集（Q&A）を別添のとおりとりまとめましたので、貴管下関係業者に対し周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本事務連絡の写しを別記関係団体あてに送付しますので、念のため申し添えます。



## 別記

日本製薬団体連合会

社団法人 日本薬業貿易協会

日本化粧品工業連合会

日本輸入化粧品協会

日本医療機器産業連合会

在日米国商工会議所製薬小委員会

米国医療機器・IVD工業会

欧州製薬団体連合会

欧州ビジネス協会医療機器委員会